

愛知県への推薦に当たっての注意事項

以下の項目について、必ず確認をお願いします。

1 候補者について

〈対象となる業績〉

- 原則として、現在勤務している職場において創意工夫を行い、実績を上げているものを対象とする。ただし、同一組織内で移動があった場合や在籍出向の場合は、異動前の職場における創意工夫も可とする。（異動前の職場が別の組織（在籍出向を除く。）である場合は対象外となる。）
- 創意工夫の内容は、候補者の職域における創意工夫（発明・考案に限らず、広く技術などの改良・改善を含む。）によって、例えば、飛躍的な作業能率の向上、製品の品質の向上、コストの大幅な削減、未利用資源の活用、作物の増収、品種改良、傷害防止、公害・災害の防止など、職域での技術等の改善向上に貢献した実績顕著なもの（社外・社内表彰等の受賞歴を有するものなど）とする。従って、単なる永年勤続者、精勤者等は表彰対象とならない。
- 創意工夫の内容は、特定の分野・職域に限定されるものではなく、幅広い分野における様々な創意工夫が対象となる。

〈候補者のグループ〉

- 1業績につき3名以内でなければならない。
- 原則として同一の企業等に所属（在籍出向の場合を含む。）する者によりグループを構成する。
なお、愛知県への推薦は、候補者1人につき1つの業績に限る。

〈候補所の学歴等〉

- 学歴・年齢の制限はない。（令和6年度表彰から変更）

〈候補者の地位〉

- 令和6年4月1日時点において、原則、管理職手当が支給されていない者（部下に対して管理権を持たない管理職未満の者）とする。ただし、以下の場合は例外とする。
- 中小企業において職制が明瞭でない場合に、経営者以外を候補者とする
- 小規模企業（従業員20人以下）の場合に、経営者を候補者とする
- 家族労働者を含む程度の個人企業（例えば、農業従事者、大工、左官等）の場合に、経営者を候補者とする
- 申請書類提出時（令和5年9月）から令和6年4月1日までの間に、地位の変更があった場合（上記の要件を満たさない場合）は、表彰の対象外となる。

〈候補者の職歴〉

- 現在勤務している職域と同一の職域に、令和6年4月1日時点で、通算5年以上勤務している者とする。（令和6年度表彰から変更）
- 申請書類提出後から令和6年4月1日までの間に、転職または退職した場合は、表彰の対象外となる。

〈候補者の受賞歴〉

- 過去5年以内（平成31年度表彰～令和5年度表彰）に、創意工夫功労者賞を受賞した者は、表彰

対象とならない。

〈1 事業者当たりの推薦者数〉

○事業所につき10名以内（かつ5業績以内）に限る。（令和6年度表彰から変更）

※事業所は、労働基準法における事業場に準じるものとする。従って、同一場所にあるものは原則として同一事業所となり、場所的に分散しているものは原則として別個の事業所となる。

〈その他〉

○同一人物の2件以上の推薦や、異なる賞・部門への重複推薦は認めない。

○候補者（候補者の所属機関を含む。）は、訴訟が係争中である、警察又は公正取引委員会による取調べを受けている、不祥事の報道がなされている、経営状況に関する問題がある等の事実がない大臣表彰を受賞するにふさわしい者とする。

2 提出資料の様式について

○愛知県のWebページに掲載されている様式を使用すること。

3 様式記載事項について

（1）【様式創工1】候補調査書（愛知県様式）及び【様式創工2】候補者一覧表（愛知県様式）共通

ア 候補者氏名・年齢

○氏名は、ふりがな（ひらがな）を付すこと。戸籍に記載されている旧姓も可とする。

○年齢は、令和6年4月1日時点の満年齢が記載されていること。

イ 候補者勤務先

○株式会社は全角で（株）と記載すること。

○令和6年4月1日時点の勤務年数を記載すること。

ウ 業績名

○語尾は「考案」「改良」「改善」のいずれかとし、語尾を含めて23文字以内であること。

○句読点、括弧、カギ括弧、疑問符や感嘆符等（（）「」・、？！）を使用しないこと。

○商標・商品名・愛称・会社名を使用しないこと。

○文部科学大臣表彰に相応しい表現を用いること。

（「らくらく」、「一発」、「ぽかよけ」、「誰でも簡単」、「チョコ停」などの表現は用いない）

（2）【様式創工1】候補調査書（愛知県様式）

○A4縦用紙（フォントサイズ10.5pt以上）で作成すること。（手書き不可。）

○書式設定（文字数、行数、フォント、余白等）は変更せずに作成すること。

○同一の業績に対し複数（3名以内）の候補者がある場合、様式1枚目（4.社内表彰等及び本賞の受賞歴まで）は全ての候補者について作成し、2枚目（5.創意工夫の内容について）は複数の候補者の共通資料として1部のみ作成すること。

- 「推薦順位」欄は、愛知県にて記入するので空欄にすること。
- 「最終学歴」欄について、学校名称が制度改正等で変わった場合は、現在名をカッコ書きで付記すること。（例：京都府立一中（洛北高校）のように記載。）
- 「候補者の地位」欄については、例えば『〇〇〇工場（株）製造課〇〇職長』のように具体的に記載すること。なお、候補者の勤務上の地位が一般的な職名でない場合には、カッコ書きで「～相当」として一般的な職名（係長、班長、係員等）で示すこと。
- 「事業概要」欄については、候補者の勤務する工場、事業場等の事業内容を具体的に、かつ簡単に記載すること。
- 「候補者の人格」欄については、候補者の人格信用状況等を簡潔に記載すること。
- 「3. 受賞歴」欄については、本件業績に関わるものについて、現在までに知事あるいは直轄上司、その他から表彰された経歴があるとき、その主なものについて受賞年、表彰名称等を記載すること。
- ①及び②を合わせて A4 用紙 1 枚に収まるように記載すること。
- 「①創意工夫の内容」欄については、(1)背景（作業等の全体のイメージを含む）・着眼点、(2)科学的・技術的な要素を含む考案点、改良点を具体的かつ分かりやすく記載すること。
- 「②創意工夫の実績」欄については、職場の能率の向上、製品の増大、コストの引き下げ、未利用資源の活用、資材の節約、災害防止等に役立った実績を極力数値化して記載すること。
- 補足資料を添付する場合（様式任意）は、3 ページ以内の範囲で【様式創工 1】の後に添付すること。

(3) 【様式創工 2】 候補者一覧表（愛知県様式）

- 様式に記載されている【一覧作成上の注意】をよく確認し、作成すること。

(4) 担当者連絡先（愛知県様式）

- 企業の担当者連絡先は、1 企業につき 2 名以上記載すること。

4 申請書類提出方法

《メール》（電子ファイル提出先）

san-kagi@pref.aichi.lg.jp

提出書類チェックリスト（電子ファイル）

- 【様式創工1】候補調査書（PDF 形式）
- 【様式創工2】候補者一覧表（Excel 形式）
- 担当者連絡先（Excel 形式）

※以下に注意して、提出してください。

- 件名は「【提出（関係団体名）】創意工夫功労者賞申請書類」とする。
- 連絡先として、メール本文に「【関係団体名・事務担当者の所属、氏名・電話番号・メールアドレス】」を記入する。
- 【様式創工1】候補調査書は、補足資料も含め、業績ごとに一つの PDF ファイルにまとめること。ファイル名は「【愛知県】候補者氏名申請書類」とする。（一つの業績に複数の候補者がいる場合は、筆頭者の氏名の後に「他○名」と記載する。）
- 送付するメールは1通あたりの容量を7MB以内とする。
- 様式の電子ファイルについては、県 Web ページに掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用下さい。（<https://www.pref.aichi.jp/site/aichi-chizai/souikufu06.html>）

《郵送》（紙媒体提出先）

〒460-8501（住所記載不要）

愛知県経済産業局産業部産業科学技術課 研究開発支援グループ

提出書類チェックリスト（紙媒体）

- 【様式創工2】候補者一覧表
- 個人番号（マイナンバー）の記載のない住民票

※以下に注意して、提出してください。

- 旧姓使用を希望する場合、戸籍抄本は原則令和5年4月1日以降に発行されたものを提出すること。なお住民票に旧姓の記載がある場合、住民票でも可とする。
- 必ず市区町村から発行された住民票又は戸籍抄本を提出すること。コピーやスキャンは認められない。
- B5サイズの住民票の場合には、A4用紙にのり付けすること。また、B4サイズの場合には、適当な位置で折り、A4用紙に左横のり付けすること。
- 候補が複数名の場合、住民票は、それぞれ筆頭者から順に並べ、左肩クリップ留めとすること。